第1章 策定の趣旨と背景

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化や情報化・国際化の進展等によりわが国の社会経済情勢は大きく変化しています。また、市民のライフスタイルの多様化に伴い、人々の価値観や市民ニーズも多様化してきており、様々な分野において、これまでの制度や仕組みの見直しが求められる転換期を迎えています。

このような中、阪神・淡路大震災でのボランティア・NPOの活躍や、NPO法(特定非営利活動促進法)の施行等を契機に、全国的にボランティア、NPOなどの市民の公益的な活動の重要性が改めて認識され、生きがいを実感し、自己実現の場として積極的に市民活動に参加しようとする市民も増えるとともに、迅速で柔軟に対応が可能な市民活動団体が、新たな公共サービスの担い手として注目され、様々な分野で市民活動は更なる広がりを見せています。

また、地方分権の時代にふさわしい住民自治の実現を目指し、市民、行政、企業、大学等、あらゆる主体が適切な役割分担のもと地域を支える社会を構築することが急務となっており、行政への市民参加を促進するとともに、市民との協働によるまちづくりを積極的に進める必要があります。

本市においては、従来から、地域コミュニティ活動やボランティア活動などの市民活動が活発に行われ、市民、行政、企業、大学等が協力・連携を図りながら、様々な地域の課題解決に取り組んできた実績がありますが、近年の急激な時代の変化に対応した市民活動の推進及び協働のまちづくりに向けて、全市的に総合的、計画的な取組みを図るため、「宇部市市民活動推進基本方針」を策定するものです。

なお、この基本方針は、今後の情勢変化に伴い、見直しを検討するものとします。

2 市民活動とは

市民活動の定義

「営利を目的としない市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益(公益)や社会・地域住民の生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした活動」

市民活動団体の定義

「市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主たる目的とする団体」

市民活動とは、「営利を目的としない市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益(公益)や社会・地域住民の生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした活動」をいいます。ただし、宗教活動や政治活動を主な目的とする活動又は選挙に関する活動(候補者を含む特定の公職者や政党を推薦、支持、あるいはこれらに反対することを目的とする活動)を除きます。また、「市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主たる目的とする団体」を市民活動団体といいます。

また、市民活動の種類としては、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動と言われているものがありますが、これらの活動を広く含めて市民活動と定義することができます。

市民活動の種類

コミュニティ活動	一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動
ボランティア活動	個人あるいは共通の目的を持ったグループが自発的に他の人 を助けたり社会に貢献したりする活動
NPO活動	特定非営利活動法人(NPO法人)やそれ以外の民間の営利を目的としない団体で行う組織的な市民活動 (NPOは Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織のことをいう)

市民活動は、概ね上記のように分類されますが、市民活動は多様であり、必ずしも明確に区分されるものではありません。

3 市民活動を推進する社会的背景

(1)社会的課題への対応

行政過重の社会システムの限界

- ・社会的課題の複雑化・多様化と市民ニーズの 多様化
- ・人口減少社会の到来による税の減収と 公平・平等を基本とする行政の限界

(2)地方分権

真の「住民自治」の実現

- ・地方分権一括法の施行
- ・「国から地方へ」、「官から民へ」
- ・地方分権型社会にふさわしい住民自治
- ・行政への市民参加の促進

(3)市民の社会参加の促進

市民の自立・活力

- ・NPO法の施行等を契機とする市民活動の拡大
- ・多様で柔軟な対応が可能な市民活動への期待
- ・市民が生きがいを実感し、自己実現できる場
- ・自らの考えと行動によるまちづくり

(4)地域コミュニティの活性化

地域分権の確立

- ・地域における課題の複雑化・多様化
- ・自治会、コミュニティの役割の増加
- ・地域分権の確立

本市においては、市民活動が従来から活発に行われています。市民活動は、本来、市民の自主的・自発的な公益活動ですが、今、市民活動を推進することが必要であるといわれる背景は以下のように整理することができます。

(1)社会的課題への対応 ~行政過重の社会システムの限界~

高度情報化、少子高齢化、地球規模での環境問題など私たちを取り巻く社会的課題は複雑・多様化しています。また、高度成長の時代が終わり、成熟型社会へと転換した現在、人々の価値観も「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しつつあります。また、同時に行政サービスに対する市民ニーズも多様化してきており、公平・平等を原則とする行政では対応が困難な問題も増えてきています。

また、平成18年(2006年)を境に人口減社会を迎えるなど、税収が減少する一方、社会保障関係費などは増えていくことが確実な状況となっています。このような状況において、公共を行政が主体的に支えていく社会システムから、今後の社会経済構造に見合った社会システムへの変換が急務となっています。

(2)地方分権 ~真の「住民自治」の実現~

平成12年(2000年)4月の地方分権一括法の施行を契機に地方分権改革が進みつつあり、国と地方との関係が「上下・主従のタテの関係から、対等・協力のヨコの関係」への変換が図られました。

地方分権型社会にふさわしい真の「住民自治」を実現するためには、それぞれの地方自治体 独自の取組みが重要となってきており、自分たちが住んでいる地域のまちづくりを市民が積極 的に参加して決められる「住民自治」の仕組みを作ることが必要となっています。

また、「国から地方へ」の分権が進められると同時に、市民、市民活動団体、企業など民間でできることは民間でというように、効率的な行財政運営を進める視点からも、社会全体での公共の適切な役割分担について見直す必要があります。

(3)市民の社会参加の促進 ~市民の自立・活力~

近年、全国的に市民活動が注目されてきています。平成12年(2000年)に経済企画庁(現内閣府)が行った国民生活選好度調査によれば、ボランティア活動に「是非参加してみたい」と答えた人が4.3%、「機会があれば参加してみたい」と答えた人が60.6%、「参加してみたいとは思わない」と答えた人が34.9%となっており、ボランティア活動に参加意欲を持つ人は65.0%で、3人に2人の高い割合でボランティア活動に参加意欲を持っています。このように、全国的にも、ボランティアなどの市民活動への参加意欲を持つ人は近年、増加傾向にあり、また、多様性、即応性、創造性、先駆性などの特性を持つ市民活動への期待も高まりつつあります。

また、成熟型社会において市民が生きがいを感じ、自己実現できる場としての市民活動を推進し、市民の社会参加を促進することが求められています。それを実現するためには、まちづくりを市民自らが考え、行動する社会を実現するための仕掛けが必要となっています。

(4)地域コミュニティの活性化 ~地域分権の確立~

これまで地域コミュニティ活動は、地域の環境保全、住民連帯意識の醸成などの成果を上げてきました。各小学校区に組織されたコミュニティ推進協議会を中心に、自治会と連携しながら広域的な地縁組織としての役割を果たすほか、子どもの健全育成、文化・体育の振興、ボランティアなどの組織も増え、活動も多岐にわたっています。しかしながら、近年、市民のライフスタイルの多様化などから、地域コミュニティの希薄化、活力低下が懸念されています。

一方、子育て支援、治安の悪化に伴う防犯体制の強化、環境保全など地域の課題は複雑・多様化しています。また、地方分権の進展に伴い、地域の担う役割も高まってきています。

よって、これからの分権型社会においては、地域のことは地域で自主的・主体的に問題解決を行う地域分権の確立、また、地域住民や、行政との重要なパートナーとしてのコミュニティ 組織、自治会などとの協働、連携がますます重要となってきています。